

監査委員公表第 1 号

財政的援助団体の監査結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政的援助団体の監査を執行しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成 26 年 7 月 30 日

二宮町監査委員 善波八州治

二宮町監査委員 三橋 智子

1. 監査実施日と場所

期 日 平成 26 年 6 月 23 日(月)

場 所 二宮町商工会 3 階会議室

【予備監査日】平成 26 年 6 月 20 日(金)

2. 監査を行った監査委員

監査委員 善波 八州治

監査委員 三橋 智子

3. 監査対象とした財政的援助団体名

二宮町商工会

4. 監査の範囲

二宮町が交付した平成 25 年度補助金に係る出納事務の執行状況及び事業効果について

5. 監査の手順

監査にあたり事前に提出された資料に基づき説明を受けた後、質疑応答をおこない監査を実施した。

6. 監査概要

二宮町商工会は町の経済の活性化と地域商工業の振興に寄与することを目的として、昭和 35 年に設立された。その後、事務所移転を経て現在の場所で事業活動を行っている。また、昭和 42 年には青年部、昭和 55 年には女性部が設立され、各部会、委員会と連携した事業推進を実施している。

主な事業としては、巡回訪問相談や確定申告相談、年末調整相談等を行う経営相談事業、各種講習会の実施、専門家派遣等を行う経営支援事業、青年部や女性部の活動事業や夜桜ライトアップ事業等、地域連携を図る地域総合振興事業、二宮ブランドの認定及び販路開拓を行う二宮ブランド推進事業等

を実施している。

商工会の事業運営に必要な人件費や諸経費及び各種事業の経費については、会費や事業に伴う収入、県からの補助金に加えて、町からの補助金を財源の一部として運営している。

この他、町補助金は青年部育成事業費、女性部育成事業費、夜桜ライトアップ事業費に充てられている。

商工会の会員数は平成26年3月31日現在で538名となっており、商業者の高齢化や廃業等が影響し、平成25年度当初に比べて減少傾向となっている。組織率についても、会員数の減少に伴い低下傾向にある。

このような状況を念頭に置き、町から交付されている補助金の活用状況や委託事業の運営状況について確認するという点を主眼に、監査を実施した。

7. 監査結果

- (1) 補助金について手続上の瑕疵は無く、人件費や各種事業に充当されており、収支報告書にも適正に計上されている。また、団体内部においても毎年監査を行い決算を公表しており、補助金の執行については適正に行われている。
- (2) 会員数の現状では、町が商業に依存した性質を持ち加入業者が減少の一途を辿る厳しい状況の中で、加入業者を増やすため様々な手法で取り組まれている点を評価する。なお、組織率の低下については、分母となる対象事業者の捉え方を精査し、各種情報提供や異業種間交流などにより加入業者の増加に向けて、引き続き努められたい。
- (3) 青年部や女性部においては部員の高齢化が進むなど、若年層の加入が難しい環境が形成されている。各種事業や取組みを通じて、若い世代を中心とした部員加入のため、積極的な勧誘を図られたい。
- (4) 定期的に行われる会議を通じて、町との情報交換を密にし、円滑な団体運営を行っている点について評価する。今後も引き続き、町との緊密な連携を図るよう努められたい。
- (5) 商工会の根幹的事业である経営相談事業や経営支援事業等を通じて、加入事業者との連携、調整を図っている。また、町からの委託事業である二宮ブランド推進事業については、認定商品の見直しや販路拡大等を行い、積極的な事業展開が実施されている。
今後も、商工業のさらなる発展や地域の活性化につながる事業展開を実施されたい。

以上